

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和6年12月6日

さいたま地方法務局東松山支局 登記官 関田 徹

記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
第 0304-2024-0402 号	東松山市加美町3083番3
第 0304-2024-0406 号	比企郡吉見町大字前河内字中側通2番2
第 0304-2024-0408 号	比企郡吉見町大字前河内字中側通3番2
第 0304-2024-0412 号	比企郡小川町大字鞆負字山中513番1
第 0304-2024-0413 号	比企郡小川町大字鞆負字山中513番2
第 0304-2024-0414 号	比企郡小川町大字鞆負字山中513番3